

サッカー場の事前確保に関する基準

この基準は、川崎市屋外スポーツ施設利用日程調整に関する要領に基づきサッカー場の事前確保について必要な事項を定めるものとする。

1 事前確保ができる大会等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 川崎市が主催・共催する大会及び事業
- (2) 川崎市が係る全国大会・指定都市大会及び当番市により主催・共催する大会及び事業
- (3) 川崎市教育委員会が主催・共催する全市以上を対象とする規模の大会及び事業
- (4) 次に掲げる内容の一つ以上に該当する、国際大会、全国大会及び関東大会
 - ア 公共性の高いもの
 - イ スポーツ振興に寄与するもの
 - ウ 市民の都市間交流に貢献するもの
- (5) 次に掲げる内容の一つ以上に該当し、別表に掲げる団体が主催する大会及び事業
 - ア 公共性の高いもの
 - イ スポーツ振興に寄与するもの
 - ウ 市民の都市間交流に貢献するもの
- (6) その他川崎市が特に認めたもの

2 事前確保に関する日程調整会議には、川崎市、川崎市教育委員会及び別表に掲げる団体が参加するものとする。

3 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

- (1) 川崎市サッカー協会
- (2) 川崎市ラグビーフットボール協会
- (3) 川崎フロンターレ
- (4) 施設管理者（等々力緑地内の施設のみ）
- (5) その他特に必要と認める団体